

MELOS スクール ムービーレッスンサービスに関する利用規約

第1条（総則）

MELOS スクール ムービーレッスンサービスに関する利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 APPY（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（次条に定義します。）を利用する全てのお客様が遵守すべき条件を定めるものです。また、本規約の他に当社が本サービスの利用条件（マニュアル又はガイドライン等）を提示した場合は、当該利用条件も本規約を構成する一部とし、遵守する必要があります。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、次の各号に規定する通りとします。

(1) 本サービス

当社が提供する本アプリ及び本サイトを利用し、当該利用に係るサポートその他これらに関連するサービスの提供を受けることができるサービスをいいます。

当社が「MELOS スクール ムービーレッスン」の名称の下で提供するスポーツ及びそのトレーニング方法の指導等を内容とするサービスをいいます。

(2) 本アプリ

(3) MELOS スクール ムービーレッスン専用のアプリケーションをいいます。

(4) 本サイト

(5) MELOS スクール ムービーレッスン専用のウェブサイトをいいます。

(6) 利用者

当社から本サービスの利用を非独占的に認められた個人、法人、組合その他団体をいいます。

(7) ID 等

ID 及びパスワードの総称をいいます。

(8) 本システム

本サービスを利用するために必要となる当社又は第三者が権利を有するサーバ、ハードウェア及びソフトウェア等の総称をいいます。

(9) 本利用契約

当社と利用者との間に成立する本サービスの利用に係る契約をいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって初期設定が必要となる場合があることを予め承諾するものとします。なお、初期設定に係る内容及び費用について、当社と協議の上決定するものとします。
2. 利用者は、本アプリ及び本サイトの追加機能を利用することを希望する場合、その内

容及び費用について、当社と協議の上決定するものとします。

第4条（目的）

利用者は、スポーツ及びそのトレーニング方法の指導等を内容とするサービスをエンドユーザー（社内の役員及び従業員を含みます。以下同じ。）に対し提供する目的（以下「本件目的」といいます。）に限って、本サービスを利用することができるものとします。尚、利用者は、利用者の責任及び費用負担にて、当該サービスに関する契約をエンドユーザーと締結するものとし、当該サービスについて、エンドユーザーから苦情等が発生した場合、利用者は、利用者の責任及び費用負担にて対応を行うものとします。

第5条（使用許諾）

当社は、利用者に対し、本規約が遵守されることを条件として、本アプリに関し、非独占的かつ譲渡不能な使用权を許諾するものとします。

第6条（権利の帰属）

本アプリ、本サイト、次条に規定する本業務及び本サービスに関する権利並びに前条に定める初期設定又は機能追加等の過程により生じる一切の権利（著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含みます。以下同じ。）、商標権、特許権その他知的財産権（以下「知的財産権」と総称します。）を含みます。）は、当社又は権利を有する第三者に帰属するものとします。

第7条（契約成立）

1. 本利用契約は、本サービスの利用希望者が、当社の指定する申込書（以下「本件申込書」といいます。）を提出すること、又は当社が別途指定する方法により本サービスの申込みを行い、それを受けて当社が承諾した時点で成立するものとします。なお、当該申込みをもって、本サービスの利用希望者は、本規約に同意したものとみなされます。
2. 利用者は、別途当社が指定する方法に基づき当社に対し、ウェブサイトの作成業務、エンドユーザーのID登録業務及び仮IDの作成業務、レポートの作成業務、コーチの管理業務、エンドユーザーに対する問い合わせ対応業務、その他当社と利用者との間で合意する業務（以下「本業務」といいます。）を委託することを申し入れることができるものとし、当社がこれを承諾した場合は、当社との間で当該委託に係る契約（以下「本委託契約」といいます。）が成立するものとします。なお、本委託契約に基づき作成される成果物（以下「本成果物」といいます。）の納入期限、納入場所、検収その他条件については、別途当社と利用者との間で合意するものとします。

3. 本成果物の危険負担は、本成果物の納入時に当社から利用者へ移転します。
4. 当社は、本成果物が検収に合格しなかった場合、当社と利用者との間で協議の上定める期間内に修正の上で、再納入するものとし、以後同様とします。
5. 利用者は、本件申込書等又は前項に規定する方法を通して当社に提供した情報又は内容に変更があった場合は、速やかに当社に書面若しくは電子メールで届け出なければなりません。

第8条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、本件申込書等に記載されている管理責任者（以下「管理責任者」といいます。）の連絡先に当社より発信したことをもって、利用者へ通知されたものとみなします。
2. 利用者が前条第3項に定める変更の届け出を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により何らかの損害又は不利益を被った場合であっても、当社は何ら責任を負わないものとします。

第9条（利用期間）

本サービスの利用期間（以下「利用期間」といいます。）は、本件申込書等に記載するとおりとします。なお、本サービスの利用期間を定めない場合の最低利用期間は、本件申込書等に記載のとおりとします。

第10条（サポートサービス）

本サービスに関するサポートサービスは、当社が別途指定するメールアドレスにて受付けるものとし、その受付時間は当社の営業日の10:00から17:00までとします。

第11条（本サービスの対価）

1. 本サービスの利用及び本委託契約に係る対価は、別途当社が定める金額とします。
2. 利用者は、本件申込書等に定める期日までに、当社が別途指定する銀行口座に振込む方法により、前項の対価に消費税及び地方消費税を加算した金額を支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。
3. 本規約の定めにより本サービスの提供が中断した場合であっても、利用者は、本サービスの対価の支払いを免れないものとします。
4. 当社は、利用者が前各項に定める金銭の支払いを遅延した場合、支払期限の翌日から実際の支払日の前日までの日数に対して年14.6%の割合による遅延損害金を利用者に請求することができるものとします。

第12条（ID等の管理）

1. 利用者は、当社が発行する ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 利用者は、ID 等につき、第三者に対し、使用させ、又は開示若しくは漏洩してはなりません。
3. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、紛失、盗難、第三者の使用等の不正利用等による損害又は不利益の責任は、利用者が負うものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。
4. 第三者が利用者の ID 等を用いて、本サービスを利用した場合、当該第三者の行為は利用者の行為とみなされ、利用者は、かかる利用について一切の責任を負うものとします。
5. ID 等の紛失、盗難、不正利用等により、本サービスが中断され、本サービスに障害が生じ、その他理由を問わず当社が損害を被った場合には、当該 ID 等の管理責任を負っている利用者は、当社に対し賠償責任を負うものとします。
6. 利用者は、ID 等の紛失、盗難、不正利用が発覚した場合、又は ID 等を失念した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはそれに従うものとします。但し、当社からの指示に従ったことによって、利用者の責任が減免されるものではありません。

第 13 条（本システムの管理）

1. 利用者は、本システム上に保存された利用者又は利用者が指定する第三者のコンテンツ等のデータ（以下「データ」といいます。）について、自らの責任において管理（データの本システムへの格納、本システムからの削除を含みます。）するものとします。
2. 利用者は、利用契約の終了日までに、データを完全に消去するものとします。
3. 当社は、利用者がデータを利用契約の終了日までに消去しなかった場合、利用者へ何ら通知・催告することなく、当該データを消去することができるものとします。
4. 当社は、利用者が第 24 条（禁止事項）第 1 項に違反する場合及び当社が合理的な理由により必要であると判断する場合、利用者に対して何ら通知・催告することなく、データを消去することができるものとします。
5. 当社は、前二項の定めに基づきデータを消去することにより、利用者が損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。

第 14 条（設備）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な端末、機器設備及び通信回線等（以下「設備等」と総称します。）を利用者自身の費用と責任をもって調達及び管理し、また本サービスを利用するための利用環境を利用者自身の費用と責任をもって維持しなければならないものとします。なお、本サービスの利用環境は、別途当社が定めるとおりとします。

2. 前項に定める設備等及び利用環境に不具合がある場合、当社が本サービスを提供できなくとも、当社は、何ら責任を負わないものとします。

第 15 条（再委託）

当社は、本規約に基づく業務の全部又は一部について、利用者から事前又は事後の同意を得ることなく、第三者に委託することができるものとします。

第 16 条（本サービスの中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。

- (1) 利用者が本サービスの利用及び本委託契約に係る対価等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 本システムを保守、点検、更新又は工事するとき
- (3) 本システムに想定外の負荷がかかり、本サービスを正常に提供することが困難と当社が判断したとき
- (4) 本システムに障害が発生したとき
- (5) 改ざん又はハッキング等を受け、本サービスの提供をすることにより利用者又は第三者に損害を与える可能性があるときと当社が判断したとき
- (6) 電気通信事業者がサービスの提供を中止することにより、当社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (7) 天災地変、戦争、内乱、テロ、法令の制定改廃その他不可抗力により非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (8) 前各号の他、利用者が本規約に違反したとき
- (9) その他、本サービスの提供を中断する合理的な理由があるとき

第 17 条（本サービスの廃止）

当社は、利用者に対して、事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

第 18 条（非保証）

1. 当社は、本サービス及び本成果物の内容について、特定目的適合性、完全性、正確性、確実性、有用性、仕様に合致していること、利用者、エンドユーザー又は第三者の知的財産権その他権利を侵害していないこと並びに瑕疵の不存在及び不具合（コンピュータウィルス等の感染を含むが、これに限定されません。）が生じないことを含め、明示的にも黙示的にも何ら保証しないものとします。
2. 利用者は、自己の責任及び費用をもって、本件目的を遂行するために、エンドユーザ

一に対し、本サービスを利用したスポーツの指導等を行うものとし、当社は、何ら責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3. 当社は、本規約に基づく本サービスの変更、中断又は廃止及びデータの消失若しくは毀損、本利用契約の解除、解約等により、利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、何ら責任を負わないものとします。
4. 前各号のほか、当社は、本規約、本利用契約及び本委託契約に関し利用者に対しても、利用者に対して何ら責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 19 条（責任の限定）

当社は、本利用契約及び本委託契約に関する債務不履行又は不法行為その他請求の根拠の如何にかかわらず、利用者に生じた直接損害に限って賠償する責任を負うものとし、その予見性の有無を問わず、逸失利益、あらゆる種類の付随的損害、間接損害、派生的損害及び特別損害について責任を負わないものとします。なお、当社が負うべき損害賠償の額は、いかなる場合でも、該当する本サービスの利用に係る対価を上限とします。但し、利用期間が 6 ヶ月を超える場合、当該上限は 6 ヶ月分の対価とします。

第 20 条（解約）

当社は、利用者に対し、事前に通知することにより、いつでも本利用契約及び本委託契約を解約することができるものとします。

第 21 条（解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したと判断した場合は、利用者に対し何ら通知・催告することなく直ちに本利用契約及び本委託契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第 24 条（禁止事項）又は第 26 条（反社会的勢力との関与の禁止）の規定に違反するとき
 - (2) 本規約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されなかったとき
 - (3) 本件申込書その他当社への申込み・通知内容等に虚偽があったとき
 - (4) 本サービスの利用に係る対価が支払遅延、支払停止又は支払不能となったとき
 - (5) 振出した若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (6) 仮処分、差押え、仮差押え若しくは競売の申立てがあったとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき
 - (8) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (9) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等を決議したとき
 - (10) 財産状態が悪化したと当社が判断するに足る状況にあるとき
 - (11) 不正行為又は背信的行為を行ったとき
2. 当社は、前項に定める解除により利用者が損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。

第 22 条（秘密保持）

1. 利用者は、本サービスの利用又は本委託契約に関連し、当社より直接的か間接的かを問わず開示された一切の情報（見本、サンプル、営業秘密、ノウハウ、研究、製品計画、製品、サービス、顧客、市場、ハードウェア、ソフトウェア、開発、発明、デザイン、図面、マーケティング計画、技術、財務状況及び設備に関する情報を含むが、これらに限定されません。以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。
 - (1) 利用者への開示以前に公知となっていたもの
 - (2) 開示後に利用者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
 - (3) 利用者が開示時に既に保有しており、その点が利用者の当該開示前のファイル又は記録により明らかになるもの
 - (4) 利用者が当該情報につき秘密保持義務を負わない第三者から別途秘密保持義務を課されることなく正当に受領したもの
 - (5) 利用者が開示された情報とは無関係に独自に開発したもので、その点が利用者のファイル又は記録によって明らかになるもの
2. 当社から秘密情報の提供を受けた利用者は、当該秘密情報の秘密性を保持し、かかる秘密情報の漏洩又は無権限者による使用を防止するために、善良なる管理者の注意をもって一切の合理的な措置（この措置は、少なくとも、利用者にとって最も秘密性の高い情報を保護するために講ずられるものと同等か、それ以上でなければなりません。）を講ずるものとします。
3. 利用者は、当社の事前の書面による承諾を得なければ、当社から受領した秘密情報を一切、合理的な範囲を超えて複製、変形、改変又は配布等をしてはならない。
4. 利用者は、当社から要請があった場合、直ちに当社から提供を受けた秘密情報及びその複製物等を当社に対し返還するか、当社の指示に従い破棄又は消去しなければなりません。なお、破棄又は消去した場合は、それを証明する書面を当社に対して通知するものとします。

第 23 条（個人情報の取扱い）

利用者は、本規約に関し、当社又は第三者から提供を受けた個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を含め関連法令及びガイドラインを遵守しなければなりません。

第 24 条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号のいずれかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令、ガイドライン又は公序良俗に違反する行為
 - (2) 詐欺行為、暴行、傷害その他犯罪に結びつく行為
 - (3) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他一切の権利を侵害する行為
 - (4) 当社の業務の運営・維持に支障を与える行為
 - (5) 他人になりすまして情報を送信又は表示する行為
 - (6) 当社又は第三者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのあるメール（嫌がらせメール等）を送信する行為
 - (7) ウィルス、スパイウェア等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (8) 本システム、本サイト又は本アプリを複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他変更を加える行為
 - (9) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (10) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為
 - (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる第三者のサイト等へリンクを張る行為
 - (12) その他当社が不適切と判断する行為
2. 利用者は、利用者自身が前項各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれがある行為を行った場合、直ちに当社に通知しなければなりません。

第 25 条（譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約に基づく契約上の地位及び権利・義務の全部若しくは一部を有償無償問わず第三者に譲渡し、担保権の設定その他処分を行ってはならないものとします。

第 26 条（反社会的勢力との関与の禁止）

1. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。))と法令上の義務に基づかずに取引をし、又は取引関係を継続すること

- (2) 反社会的勢力に利益を供与すること
 - (3) 反社会的勢力から利益を収受すること
 - (4) 反社会的勢力の威力を示すこと
2. 利用者が前項に違反したときは、当社は、何ら通知・催告することなく、直ちに本利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前項に定める事由により、利用者が損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。

第27条(紛争解決)

- 1. 本規約に関し、当社の責に帰すべからず事由により、当社又は利用者が第三者からクレーム、請求、訴訟の提起等を受けた場合、利用者は、自己の費用と責任において処理し、又は解決しなければならないものとします。
- 2. 利用者が本規約に違反したことにより、当社が損害を被った場合、利用者はその一切の損害及び費用(逸失利益及び弁護士費用を含み、これらに限定されません。)を賠償しなければならないものとします。

第28条(本規約の改定)

- 1. 当社は、当社の裁量により利用者の承諾なく随時本規約の内容を変更することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当社は本規約の変更を行った場合、その旨を管理責任者に対して電子メール等で通知するものとします。
- 2. 前項に規定する通知日から5日以内に管理責任者が異議を述べなかった場合、利用者は、当該変更内容に同意したものとみなされます。
- 3. 利用者は、前二項に基づき変更された後は、変更後の本規約に基づき本サービスを利用しなければならないものとします。

第29条(指定ソフトウェア)

当社は、利用者が本サービスの利用のために必要又は適したソフトウェアを指定する場合があります。この場合、利用者が当該指定ソフトウェア以外を用いた場合、本サービスを受けられないことがあります。当社は、何ら責任を負わないものとします。

第30条(存続条項)

本規約に基づく当社及び利用者間の契約が終了した後も、第6条(権利の帰属)、第11

条（本サービスの対価）乃至第 13 条（本システムの管理）、第 14 条（設備）第 2 項、第 18 条（非保証）、第 19 条（責任の限定）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（個人情報の取り扱い）、第 25 条（譲渡禁止）乃至第 27 条（紛争解決）及び第 29 条（指定ソフトウェア）乃至第 33 条（合意管轄裁判所）の規定は、有効に存続するものとします。

第 31 条（協議等）

本規約に定めなき事項又は本規約に関して疑義が生じた場合、当社及び利用者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 32 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本国法とするものとします。

第 33 条（合意管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 2 月 21 日制定

2024 年 4 月 1 日改定

2025 年 7 月 14 日改定